

資料番号

5

令和5年11月17日
課名 教育委員会事務局
秘書広報室
担当者 室長 糸崎
内線 4930

教育長定例記者会見等資料

令和5年11月10日

広島県教育委員会

「今後の県立高等学校の在り方に係る基本計画（第2期）」の素案について

「今後の県立高等学校の在り方に係る基本計画（第2期）」の素案を公表しました。

1 概要

広島県教育委員会では、平成26年2月に策定した「今後の県立高等学校の在り方に係る基本計画」の計画期間が令和5年度末までとなっていることから、現在、「今後の県立高等学校の在り方に係る基本計画（第2期）」（以下「基本計画（第2期）」という。）の策定を進めています。

この度、「基本計画（第2期）」の素案を取りまとめ、公表しました。

2 「基本計画（第2期）」の概要

別紙1のとおり。

3 その他

「基本計画（第2期）」の素案について、広く県民の皆様からの御意見を募集するため、今後、パブリックコメントを実施する予定です。

パブリックコメントの詳細については、別途お知らせします。

4 参考

「今後の県立高等学校の在り方に係る基本計画」（平成26年2月 広島県教育委員会）

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kyouiku/arikatakihonkeikaku.html>

※広島県教育委員会ホームページ

「今後の県立高等学校の在り方に係る基本計画（第2期）」の素案について

1 要旨

「今後の県立高等学校の在り方に係る基本計画（第2期）」（以下「基本計画（第2期）」という。）の素案を策定する。

2 策定の方法

現行計画の内容を、「広島県 教育に関する大綱」（令和3年2月）や国の「教育振興基本計画」（令和5年6月）等を踏まえて再整理する。

3 計画期間

令和6年度～令和15年度（10年間）

※ 社会の変化や国における教育改革の動向など、高等学校教育を取り巻く状況の変化等を踏まえるとともに、基本計画（第2期）の進捗状況等を検証し、必要に応じて見直しを行う。

4 計画（第2期）の概要

（1）目指す姿

－生徒の学び－

未来に夢や希望を持ちながら学び、複雑で予測困難な時代の中でも、生徒一人一人が、社会の変化に受け身で対処するのではなく、主体的に向き合って関わり合い、自らの可能性を發揮し多様な他者と協働しながら、よりよい社会と幸福な人生を切り拓き、未来の創り手となるために必要な資質・能力を身に付けている。

－県立高等学校教育における人材育成－

こうした生徒の学びを実現するために、教育活動の充実が図られるとともに、十分な教育効果をあげられる教育環境が整備されており、様々な分野で地域や広島、日本の成長・発展を担うことのできる人材や、世界を舞台に活躍できる人材など、多様で厚みのある人材層を形成している。

（2）県立高等学校の課程・学科等の在り方（主な内容）

ア 全日制課程

（ア）普通教育を主とする学科

- ・ 学校の特色化・魅力化を推進していくために、「学際領域に関する学科」や「地域社会に関する学科」の設置を検討。

（イ）専門教育を主とする学科

- ・ 國際的に活躍できる科学技術人材等を育成するために、「理数に関する学科」の設置を検討。

イ 定時制課程・通信制課程

- ・ 多様な背景を持つ生徒のニーズに応えるために、従来の全日制課程、定時制課程及び通信制課程の枠組みに捉われない、フレキシブルな学びを提供する学校の設置を検討。

ウ 総合型高等学校

- ・ 次代の持続的な発展を担う人材を育成するために、複数の学科からなり、学科を越えた学びを行う「総合型高等学校」の設置を検討。

(3) 県立高等学校の配置及び規模の在り方

ア 学校の配置

教育の機会均等の観点から、全県的な視野に立ち、今後の中学校等卒業見込み者数の推移、公共交通機関の利便性などの地理的条件、県立高等学校の学校規模、私立、市立及び国立高等学校を含めた高等学校の設置状況等を踏まえ、地域のニーズや生徒・保護者の希望等に応えることができる学校、課程及び学科等を適正に配置する。

イ 学校の規模

高等学校教育の質的水準の維持・向上の観点から、生徒が授業等において一定の選択幅を持つことができ、集団の中で切磋琢磨できる環境を整える。

- ・ 1学年6学級を標準とする。
 - ・ 中山間地域については1学年2～6学級の範囲内を基本とする。
 - ・ 中山間地域以外の地域については1学年4～8学級の範囲内を基本とする。
- ※ 中山間地域の高等学校は、地域の教育の機会均等に重要な役割を果たしていることに配慮。

ウ 再編整備の検討

(ア) 1学年1学級規模の全日制高等学校

- ・ 学校活性化地域協議会において、学校の活性化策を検討・実施し、全校生徒数が毎年度、収容定員の3分の2(80人)以上となることを目指す。
- ・ 2年連続して、新入学生数が入学定員の2分の1(20人)未満又は全校生徒数が収容定員の2分の1(60人)未満となった学校については、地理的条件を考慮し、学校活性化地域協議会の意見を聴いた上で、次の①～③のいずれかとする。
 - ① キャンパス校
 - ② 中高学園構想への移行
 - ③ 統廃合（市町立学校としての存続を含む）
- ・ 近隣に他の高等学校がなく、他地域への通学が極端に困難な学校が対象となった場合は、別途検討する。
- ・ 地域の教育水準の向上に向けた、発展的な再編整備については、上記によらず検討する。

(イ) 中山間地域以外の地域に所在する県立高等学校

- ・ 今後の生徒数の減少に対して、学校の規模によらず統廃合を検討する。
- ・ 生徒数が減少しない地域においても、地域の教育水準の向上に向けた、発展的な再編整備については、学校規模によらず検討する。

エ 留意事項

- ・ 県立高等学校の再編整備を検討する際には、児童生徒数の推移のみならず、地理的条件など、学校が所在する各地域の実情に配慮する。
- ・ 県立高等学校が、地域の高等学校教育を受ける機会の確保や、地域の活性化に重要な役割を担っていることを踏まえ、自治体内から県立高等学校が無くなることのないよう留意するとともに、各地域における県立高等学校の在り方について、関係機関と連携しながら検討を行う。
- ・ 再編整備を行う場合は、生徒にとってよりよい環境が整い、地域全体の教育水準の更なる向上が図られるよう、統合先の学校や新設する学校について、特色ある学科の設置や、施設・設備の更新、教職員配置の拡充等について検討する。
- ・ 再編整備を行うことにより、高等学校への通学が困難となる地域が生じる場合には、寄宿舎の整備など、生徒の高等学校教育を受ける機会の確保に向けた検討を行う。

今後の県立高等学校の在り方に係る基本計画(第2期)
【素案】

令和5年11月10日
広島県教育委員会

目 次

1 計画の趣旨等

(1) 計画の趣旨	1
(2) 計画の性質	2

2 社会の変化や高等学校教育を取り巻く状況（現状と課題）

(1) 社会の変化	2
(2) 高校生の状況	
① 入学状況	4
② 生徒の「主体的な学び」の状況	5
③ 卒業後の状況	6
(3) 中学校等卒業者数の減少	6

3 県立高等学校教育の在り方

(1) 県立高等学校の役割	7
(2) 県立高等学校教育の目指す姿	7
(3) 重視する教育活動	
① 「主体的な学び」を促す教育活動の推進による、これから社会で 活躍するために必要な資質・能力の育成	8
② 一人一人の多様な個性・能力を更に生かし、他者と協働しながら 新たな価値を創造していくことができる力の育成	9
(4) 目指す姿の実現に当たって留意すべき事項	
① 教職員の資質・能力の向上	11
② 学校・家庭・地域が連携した教育の推進	11
③ 多様なニーズに応じた教育機会の提供	11
④ 教育環境の整備	12

4 県立高等学校の課程・学科等の在り方

(1) 全日制課程	
① 普通教育を主とする学科	13
② 専門教育を主とする学科	14
③ 総合学科	16
(2) 定時制課程・通信制課程	17
(3) 総合型高等学校	18
(4) 中高一貫教育校	18
(5) 取組の推進に当たっての留意事項	19

5 県立高等学校の配置及び規模の在り方

(1) 基本的な考え方	
① 学校の配置	19
② 学校の規模	19
(2) 取組の方向性	20
(3) 取組に関する留意事項	22
参考資料	24

1 計画の趣旨等

(1) 計画の趣旨

広島県教育委員会では、平成 10 年の文部省是正指導^{*1}以降、県民に信頼される公教育の実現に向け、教育改革のための仕組みづくりと教育の中身づくりに取り組んできました。
5

その結果、適正な校務運営が行われるようになるとともに、教育内容でも、「知・徳・体」のそれぞれの面で着実に成果が現れ、かつて「教育県広島」と呼ばれた誇りを取り戻しつつあります。

今後、A I^{*2}／I o T^{*3} や 5 G^{*4} 等のデジタル技術の進展・高度化をはじめ、社会環境や国際情勢等が、急速かつダイナミックに変化していくことが想定される中、このような変化にも柔軟に対応し、活躍できる人材を確実に育成していくためには、新たな時代に対応した取組に果敢にチャレンジしていく必要があります。
10

また、本県全体の教育水準の維持・向上を図り、社会の持続的な発展に寄与する人材を育成するために、平成 26 年 2 月に、「今後の県立高等学校の在り方に係る基本計画」を策定しましたが、この計画期間が令和 5 年度末で終了することから、本県高等学校教育を取り巻く状況や、今後予想される社会情勢の変化及び令和 3 年に策定された本県教育の基本的な方針を示す「広島県 教育に関する大綱」^{*5}などを踏まえ、本県全体の教育水準の維持・向上を図り、一人一人が生涯にわたって主体的に学び続け、多様な人々と協働して新たな価値を創造することのできる人づくりを実現するための、令和 6 年度以降の県立高等学校の在り方を示す新たな基本計画である、「今後の県立高等学校の在り方に係る基本計画（第 2 期）」を策定しました。
15
20

今後、県内の児童生徒数が減少する中においても、地理的条件等にかかわらず、生徒が自らの能力・適性、興味・関心、進路希望等に応じた高等学校教育を受けることができる教育環境を整備することを通して、「広島で学んで良かったと思える 広島で学んでみたいと思われる 日本一の教育県の実現」に向けて、生徒が未来に夢や希望をもち、自らの人生や新しい社会を切り拓く力を身に付けることができる、魅力ある県立高等学校づくりを進めてまいります。
25

※1 「是正指導」とは、平成 10 年 5 月 20 日に、広島県教育委員会が文部省（現文部科学省）から、教育内容関係項目や学校管理運営項目において是正を図り報告するよう求められた指導のこと。

※2 「A I」とは、Artificial Intelligence（人工知能）の略で、コンピュータがデータを分析し、推論・判断、最適化提案、課題定義・解決・学習などを行う、人間の知的能力を模倣する技術のこと。

※3 「I o T」とは、Internet of Things の略で、これまで主にパソコンやスマートフォンなどの情報機器が接続していたインターネットに、産業用機器から自動車、家電製品まで様々な「モノ」をつなげる技術のこと。

※4 「5 G」とは、5th Generation の略で、第 5 世代移動通信システムと呼ばれる次世代通信規格のこと。「高速・大容量」、「低遅延」、「多数同時接続」という特徴を持っている。

※5 「広島県 教育に関する大綱」とは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 1 条の 3 第 1 項に基づき策定した、本県教育施策の基本的な方針・方向性を示すもの。

(2) 計画の性質

本計画は、令和 6 年度から令和 15 年度までの 10 年間を計画期間とする長期的かつ全県的な視野に立った今後の県立高等学校の在り方について、基本的な考え方を示すものです。

- 5 本計画の推進に当たっては、計画的・段階的にその実施を図っていくことを基本としますが、社会の変化や国における教育改革の動向など高等学校教育を取り巻く状況の変化等を踏まえるとともに、本計画の進捗状況等を検証し、必要に応じて見直しを行います。

10

2 社会の変化や高等学校教育を取り巻く状況（現状と課題）

(1) 社会の変化

（現実化する人口減少、少子化・高齢化）

- 15 日本の総人口は、平成 20 年（2008 年）の 1 億 2,808 万人をピークに減少し続けており、令和 38 年（2056 年）には 1 億人を下回ると推計されています。また、高等学校入学年齢である 15 歳人口は、令和 10 年までは概ね 100 万人余りで推移しますが、令和 11 年（2029 年）には 100 万人を下回り、以降は減少傾向が継続すると推計されています。さらに、人口減少に伴い高齢化率（65 歳以上人口の割合）が上昇し、令和 19 年（2037 年）には国民の 3 人に 1 人（33.3%）が 65 歳以上の者になると推計されています。

- 20 こうした中で、社会を持続的に発展させていくためには、一人一人の生産性向上と多様な人材の社会参画を促進する必要があり、学校教育において、地域の具体的な課題を題材とした探究的な学習^{※6} やキャリア教育^{※7}、主権者教育^{※8} など、様々な活動を通して主体的に社会の形成に参画する態度を育成していくことが求められています。

※6 「探究的な学習」とは、日常生活や社会に生起する複雑な問題について、その本質を探って見極めようとする問題解決的な活動が発展的に繰り返されていく一連の学習活動のこと。

※7 「キャリア教育」とは、一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てるなどを通して、社会との相互関係を保ちつつ自分らしい生き方を展望し、実現していくことを促す教育のこと。

※8 「主権者教育」とは、国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、自ら判断し、行動していく主権者を育成していく教育のこと。

(人生 100 年時代の到来)

医療体制の充実や医学の進歩、生活水準の向上等により、平均寿命は著しく伸長し、人生 100 年時代の到来が予測されています。人生 100 年時代では、「教育・仕事・老後」という 3 ステージの単線型人生から、複数のキャリアを渡り歩くマルチステージの人生に加速度的に変化していくことが見込まれています。

こうした社会の構造的な変化に対応するために、生涯学習^{※9} の必要性が高まっており、生涯にわたって学び続ける学習者としての基盤を学校教育において培うことが求められています。

10 (新たな展開を迎えるグローバル社会)

人やモノ、資本、情報等が国境を越えて移動するグローバル化が大きく進展しており、日常生活においても世界と直結する社会が浸透しつつあります。今後、世界規模で語学力やコミュニケーション能力、主体性・積極性等を身に付けたグローバル人材の獲得競争が一層激化していくことが想定されています。

こうした中で、学校教育には、グローバルな立場から社会の持続的な発展を生み出す人材として、地球規模の諸課題を自らに関わる問題として捉え、世界を舞台に国際的なルール形成をリードしたり、社会経済的な課題解決に参画したりするグローバル・リーダーや、グローバルな視点を持って地域社会の活性化を担う人材の育成を推進していくことが求められています。

20

(A I / I o T、5 Gなど急速に進むデジタル技術への対応)

A I / I o T、5 G 等の技術革新が進む中、あらゆる分野においてデジタル技術を活用する DX (デジタルトランスフォーメーション)^{※10} と呼ばれる潮流が到来しています。この潮流は、産業構造やビジネスモデル、働き方、暮らし方、生活スタイルそのものに変革をもたらすとともに、社会をより便利で快適に、豊かに変える可能性を秘めています。

学校教育においても、デジタル技術を活用することにより、学びにおける時間・距離による制約の緩和のほか、個々の児童生徒の興味・関心、学習進度や能力に応じた効果的な学びや支援が容易となるなど、学び方の選択肢が増えていくことが期待できます。

※9 「生涯学習」とは、人々が生涯に行うあらゆる学習、すなわち、学校教育、家庭教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味など様々な場や機会において行う学習のこと。

※10 「DX (デジタルトランスフォーメーション)」とは、デジタル技術を活用して、生活に関わるあらゆる分野（仕事、暮らし、地域社会、行政）において、ビジネスモデル、オペレーション、組織、文化などの在り方に変革を起こすこと。

(全国的に進む「主体的な学び」^{※11}を促す教育活動)

令和2年度から小学校、令和3年度から中学校において全面実施、また令和4年度から高等学校において年次進行で実施されている新学習指導要領では、これから時代に求められる資質・能力（「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」）の育成を目指し、「主体的・対話的で深い学び」の視点から、「何を学ぶか」だけでなく、「どのように学ぶか」も重視した授業改善やカリキュラム・マネジメントの確立が求められており、全国的に「主体的な学び」を促す教育活動が推進されています。

10 (子供の多様性への対応)

特定分野に特異な才能のある児童生徒^{※12}や、不登校等の理由によって他の児童生徒と共に学習することが困難な児童生徒、発達障害^{※13}の可能性のある児童生徒など、学校には多様な個性や特性を持った児童生徒が在籍しており、一斉指導を前提とするカリキュラムだけでは、全ての児童生徒が主体的に学ぶことが難しい場合があります。

15

(2) 高校生の状況

① 入学状況

令和5年3月の、本県の中学校及び義務教育学校（以下「中学校等」とする。）卒業者における高等学校への進学率は96.6%であり、中学校等卒業者のほとんどが高等学校に進学する状況の中、高等学校には、大学等への進学を希望する生徒、就職を希望する生徒、多様な学習スタイルや学び直しの機会を必要とする生徒など、様々な目的や学習ニーズを持つ生徒が在籍しています。

高等学校進学者のうち、公立高等学校に進む生徒の割合は減少傾向にあり、公立高等学校全日制課程の定員割れは、平成26年度には689人だったものが、令和5年度には1,538人と大きく増加しています。

また、近年、自分の学習計画やライフスタイルに合わせて学ぶことができる理由に、平成26年度には643人であった公立及び私立通信制課程に進学した公立中学校等卒業者が、令和5年度には1,389人と大きく増加しています。

※11 「主体的な学び」とは、本県で取り組んでいる、「学習者基点の能動的な深い学び」のこと。

※12 「特定分野に特異な才能のある児童生徒」について、才能について特定の基準や数値による定義はないが、当該児童生徒の認知や発達の特性として、強い好奇心や感受性、豊かな想像力、高い身体的活動性、過敏な五感などや機能間の発達水準に偏りがあることなどが挙げられており、しばしば、これらの特性が過度に表出し、環境に馴染めないことによる困難を抱えていることがあることも指摘されている。

※13 「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの。

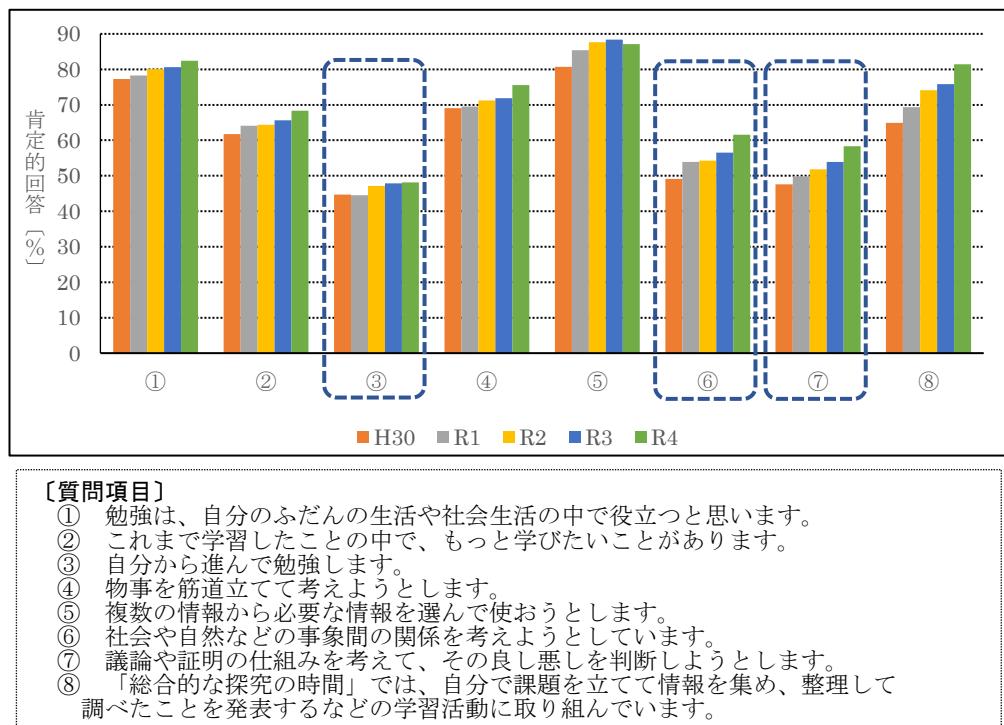
② 生徒の「主体的な学び」の状況

本県では、平成 26 年 12 月に「広島版「学びの変革」^{※14}アクション・プラン」を策定し、コンピテンシー（資質・能力）の育成を目指した「主体的な学び」を促す教育活動を推進するため、「高等学校課題発見・解決学習推進プロジェクト」により、カリキュラム開発及び教員の資質向上に取り組んできました。

その結果、広島県高等学校生徒質問紙調査^{※15}における、「勉強は生活の中で役立つと思う」や「もっと学びたいことがある」などの、生徒の「主体的な学び」に関する 8 つの質問項目の肯定的回答率は、全ての項目で上昇傾向にあります。

一方、「自分から進んで勉強する」、「事象間の関係を考えようとする」、「議論や証明の良し悪しを判断しようとする」の肯定的回答の割合は、他の項目と比べて低くなっています。知識を相互に関連付けてより深く理解したり、問題を見いだして解決策を考えたりするなどの「深い学び」の実現に向けた教育活動の充実を図っていく必要があります。

15 [広島県高等学校生徒質問紙調査の「主体的な学び」に関する質問項目の肯定的回答の割合の推移]



※14 「学びの変革」とは、本県で取り組んでいる、知識ベースの学びに加え、「知識を活用し、協働して新たな価値を生み出せるか」を重視した「これからの中の社会で活躍するために必要な資質・能力の育成を目指した主体的な学び」を促す教育活動のこと。

※15 「広島県高等学校生徒質問紙調査」とは、生徒の生活や学習に関する意識・実態を把握するため、毎年度実施している質問紙調査のこと。対象は、公立高等学校（広島市を除く）の第1学年及び第2学年の生徒並びに特別支援学校で高等学校に準ずる教育課程を履修している第1学年及び第2学年の生徒。

③ 卒業後の状況

本県における公立高等学校卒業者に占める、大学等への進学の割合、専修学校等への進学の割合及び就職の割合は、近年大きな変動はなく、それぞれ、約6割、約2割、約2割で推移しています。

5 このうち、就職に関する状況について、本県の新規高等学校卒業者の就職率^{※16}は、令和5年3月末で99.3%（全国平均98.0%）であるなど常に全国平均を上回っており、新規高等学校卒業者の3年以内離職率^{※17}についても、平成31年3月卒業者で34.8%（全国平均35.9%）であるなど常に全国平均を下回っていますが、同離職率は3割を超える状態から大きく改善されていません。

10 離職の主な理由に、人間関係上の理由が挙げられていることから、今後、多様な他者の考え方や立場を理解したり、自分の役割を果たしつつ他者と協力・協働して社会参画したりするために必要な「人間関係形成・社会形成能力」^{※18}など、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる力を育成していくこと направленしたキャリア教育の充実を図っていく必要があります。

15

(3) 中学校等卒業者数の減少

本県の中学校等卒業者数は、昭和63年度の48,731人をピークに減少し続けており、令和4年度は25,431人と、ピーク時の半数程度になっています。

20 中学校等卒業者数の減少に対して、県立高等学校の学校規模を縮小していった結果、令和5年度現在、1学年1学級規模の全日制高等学校の学校数は14校と全国で2番目に多くなっており、全学校数に占める割合は17.9%と非常に高くなっています。

本県の中学校等卒業者数は、今後も減少傾向が続き、中学校第3学年及び義務教育学校第9学年の在籍者数は、令和5年度の25,213人に対し、令和15年度には21,416人と、3,797人減少することが見込まれています。

今後の公立高等学校全日制課程の入学定員を機械的に算出すると、令和6年度の378学級に対して、令和16年度には325学級と、53学級減少することが見込まれます。

こうした状況の中で、特に中山間地域^{※19}においては、これまでの生徒数の減少により、多くの高等学校で小規模化が進んでおり、今後も生徒数の減少が続くと、教育の質的水準の維持が困難になると考えられます。

※16 「就職率」とは、就職希望者に対する就職者の割合のこと。

※17 「3年以内離職率」とは、新規高卒就職者に対する3年以内に離職した者の割合のこと。

※18 「人間関係形成・社会形成能力」とは、多様な他者の考え方や立場を理解し、相手の意見を聴いて自分の考えを正確に伝えることができるとともに、自分の置かれている状況を受け止め、役割を果たしつつ他者と協力・協働して社会に参画し、今後の社会を積極的に形成することができる力のこと。

※19 「中山間地域」とは、広島県中山間地域振興条例（平成25年10月10日条例第44号）の第2条1項に規定された地域のこと。具体的には、P.30に掲載の「広島県公立高等学校配置図」を参照のこと。

また、中山間地域以外の地域においては、生徒急増期に新設された高等学校^{※20}が、生徒減少に転じている現在もほとんどそのまま設置されており、地域によっては、活力ある教育活動を展開することが困難になる学校が出てくると考えられます。

5

3 県立高等学校教育の在り方

(1) 県立高等学校の役割

10 県立高等学校には、高等学校教育の普及及び機会均等の確保の観点から、私立、市立及び国立高等学校の配置状況を考慮しつつ、全県的な視野に立って教育を提供することが求められています。

このため、県立高等学校は、将来の中学校等卒業者数の推移を見据え、生徒の通学時間等を考慮しつつ、県内各地域にバランスよく配置されるとともに、今後の少子化15 の進展を見通した生徒の多様なニーズに応えるため、私立、市立及び国立高等学校で協力しあいながら役割分担を図り、広島県全体の教育水準の維持・向上に努めることも求められています。

その際、家庭の経済状況や遠距離通学等の状況により、高等学校で学ぶ機会が妨げられることのないように配慮することが必要です。

20 (2) 県立高等学校教育の目指す姿

県立高等学校教育の目指す姿については、教育基本法及び学校教育法の規定を踏まえ、「生徒の学び」と「県立高等学校教育における人材育成」の観点から、次のとおりとします。

※20 「生徒急増期に新設された高等学校」とは、昭和40年代後半からの人口急増地域（広島市、福山市）における高等学校進学者の増加や昭和50年代後半からの第2次ベビーブーム世代の高等学校進学率による生徒急増に対応するため、昭和49年度から昭和63年度までに新設した18校（うち広島市立高等学校3校）のこと。具体的には、P.34に掲載の「生徒急増期に新設等された学校」を参照のこと。

— 生徒の学び —

未来に夢や希望を持ちながら学び、複雑で予測困難な時代の中でも、生徒一人一人が、社会の変化に受け身で対処するのではなく、主体的に向き合って関わり合い、自らの可能性を發揮し多様な他者と協働しながら、よりよい社会と幸福な人生を切り拓き、未来の創り手となるために必要な資質・能力を身に付けています。

— 県立高等学校教育における人材育成 —

こうした生徒の学びを実現するために、教育活動の充実が図られるとともに、十分な教育効果をあげられる教育環境が整備されており、様々な分野で地域や広島、日本の成長・発展を担うことのできる人材や、世界を舞台に活躍できる人材など、多様で厚みのある人材層を形成しています。

(3) 重視する教育活動

① 「主体的な学び」を促す教育活動の推進による、これからの中等教育段階で活躍するため

に必要な資質・能力の育成

(「基礎・基本」の徹底)

初等中等教育段階は、生徒一人一人の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、国家・社会の形成者としての基本的資質を養う時期であり、変化の激しいこのからの社会を「生きる力」として必要な資質・能力（「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」）について、「知・徳・体」に共通する要素として、バランスよく育んでいくことが重要です。

本県では、是正指導以降、教育の中立性と公開性を柱に、県民総ぐるみによる様々な改革・改善への取組により「知・徳・体」のそれぞれの面で着実に成果が表れており、今後もこれまでの取組を継続しつつ、生徒一人一人の学びの土台となる「基礎・基本」を確実に身に付けることができるよう教育活動を推進していきます。

(「主体的な学び」を促す教育活動)

本県では、生徒一人一人の「基礎・基本」の確実な定着を目指した教育活動をベースに、これからの中でも活躍するために必要な資質・能力の育成を目指した「主体的な学び」を促す教育活動、すなわち「学びの変革」を全国に先駆けて実践してきました。

今後、デジタル技術の進展・高度化をはじめ、社会環境や国際情勢等が、急速かつダイナミックに変貌していくことが予測される中、このような変化にも柔軟に対応し、活躍できる人材を育成していくことが一層重要となります。

そのためには、これまでの取組をベースに、社会情勢の変化を踏まえながら、「学びの変革」を更に加速させていくことが必要です。

こうしたことから、今後本県立高等学校では、デジタル技術を効果的に活用することにより、生徒が自ら課題を見付け、各教科で習得した知識・スキルを活用し、異なる価値観を持つ人々と協働して、答えのない問題から「最善解」を創造する「課題発見・解決学習」をはじめとした生徒の「主体的な学び」を促す教育活動の一層の充実を図ります。

(夢や希望の実現に向けたキャリア教育の充実)

子供たちが社会の激しい変化に流されることなく、それぞれが直面するであろう様々な課題に柔軟かつ、たくましく対応し、社会的・職業的自立を実現していくためには、生徒一人一人が夢や希望を持ち、自己の生き方や働き方について考えを深め、職業生活や日常生活に必要な知識や技能、技術を主体的に身に付けていくことが一層重要なことから、地域・産業界とも連携しながら、体系的・系統的なキャリア教育の充実を図っていきます。

② 一人一人の多様な個性・能力を更に生かし、他者と協働しながら新たな価値を創造していくことができる力の育成

(多様で厚みのある人材層の形成)

本県が更なる成長や持続的な発展を遂げていくためには、様々な分野で地域や広島、日本の成長・発展を担うことのできる人材や世界を舞台に活躍できる人材など、多様で厚みのある人材層を形成していく必要があります。

こうした人材層を形成していくために、一人一人が生涯にわたって自己の能力と可能性を最大限に高め、多様な個性・能力を更に伸ばし生かしていく中で、多様な価値観を受容し、社会の様々な人々と協働・協調しながら、新たな価値を創造していくことができる力を育成し、自己実現と社会貢献を図ることができるようにしていきます。

(「個別最適な学び」^{※21}の推進)

個々の生徒に着目すると、多様な興味・関心や能力、適性、性格、経験、背景を有しており、一人一人の学習速度や適した学習方法などに違いが見られます。学校には、このような多様な生徒が在籍しており、一斉指導を前提としたカリキュラムだけでは、全ての生徒が主体的に学ぶことが難しい場合もあります。

このため、本県では、生徒一人一人の学習進度や能力、関心等に応じて、多様な学びの選択肢を提供することで、生徒が基盤的な学力の習得を含め、主体的に学び続けることができるよう「個別最適な学び」を更に推進していきます。

こうした学びの実現に向けて、例えば、特定分野に特異な才能のある生徒がその才能を更に伸ばすことができる環境の整備やデジタル技術の効果的な活用等による生徒一人一人の学習定着度等に応じたきめ細かい指導の充実など、生徒が個性や特性に応じて、得意分野を更に伸ばし、自信や意欲を持って苦手なことや新しいことに挑戦できるようにしていきます。

15 (グローバル社会における多様な価値観の受容)

新たな展開を迎えているグローバル社会を生きる上では、それぞれが住む地域や、広島、日本、海外などの様々な場面で多彩なルーツを持つ人々と出会う中で、自分とは異なる他者の個性や考え方、その背景にある伝統、文化などを柔軟に受け入れていくことが重要です。

本県には、これまでも、国内外から様々な人々が訪れており、また、ほとんどの県立高等学校において、海外の学校と姉妹校提携を行い、ホームステイをはじめとする海外の生徒や現地の様々な人々と相互交流を積極的に行ってきています。

こうしたことから、自ら体験し、違いに気付き、多様性を受容する中で、グローバル・マインド^{※22}や実践的なコミュニケーション能力を育成する「異文化間協働活動」^{※23}を一層推進します。

また、デジタル技術を活用した遠隔授業^{※24}等により、国内外の他校の生徒や大学、研究機関、企業等をはじめとした社会の多様な人材とつながり、多様な意見に触れる機会を創出し、自分とは異なる状況にある他者の多様な価値観の受容につながる取組を積極的に推進していきます。

※21 「個別最適な学び」とは、生徒一人一人の学習進度や能力、関心等に応じた、それぞれに最適な学びのこと。生徒一人一人に多様な学びの選択肢を提供することで、基盤的な学力の習得も含め、主体的に学び続けることができている状態を目指す。

※22 「グローバル・マインド」とは、地球規模の広い視野で情報を捉え、文化や価値観の違いを認識し、自分自身の信念や価値観を明確にしながら、多様な人と協働できる価値観のこと。

※23 「異文化間協働活動」とは、本県で取り組んでいる、これから社会で活躍するためのベースとなるグローバル・マインドや実践的なグローバルコミュニケーション能力の育成に向けた活動のこと。

※24 「遠隔授業」とは、離れた場所同士で映像や音声などのやり取りを行うためのシステム（遠隔教育システム）を活用して、同時双方向型で行う授業のこと。

(4) 目指す姿の実現に当たって留意すべき事項

① 教職員の資質・能力の向上

県立高等学校教育の目指す姿を実現するためには、教育の直接の担い手である教員の資質・能力の向上が重要です。

5 とりわけ、本県が取り組む「学びの変革」により、「知識伝達型の学び」から「主体的な学び」へと生徒の学びのスタイルが大きく変化していく中では、教員もティーチャーからファシリテーター^{※25}としての役割が中心となってきます。

10 こうした役割を担うためには、主体的・対話的で深い学びを促すために必要な「本質的な問い」^{※26}を設定する力やファシリテートする力、教育活動全体をデザインする力、デジタル技術を活用した授業スキルなどを全ての教員が身に付けていくことが重要であり、県立高等学校の教員の資質・能力や専門性の向上に向けた取組を着実に進めていきます。

② 学校・家庭・地域が連携した教育の推進

15 これからの中等教育で活躍するために必要な資質・能力を社会との接点を持ちつつ育成する「社会に開かれた教育課程」を実現していくためには、組織的・継続的に学校と地域が連携・協働する体制を構築することが必要です。

20 このため、本県の全ての県立高等学校において導入している、保護者や地域住民等が学校運営に参画する「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」^{※27}などによる、保護者や地域住民の力を学校運営に生かす「地域とともにある学校づくり」を推進し、子供や学校の抱える諸課題の解決や質の高い教育を展開することで、「この学校で学んでみたい」、「この学校で学ばせたい」と思われる魅力のある学校の実現を図っていきます。

25 ③ 多様なニーズに応じた教育機会の提供

次代を担う子供たちが、生まれ育った環境によって左右されることなく、また、障害の有無にかかわらず、健やかに育ち、夢や希望、高い倫理観や豊かな人間性を持ち、意欲にあふれ自立した若者へと成長し、誰もが充実した生活を送る上で、また、活力ある社会を実現する上で、自らの能力を伸ばし、社会において発揮する機会は、誰もが等しく与えられるべきものです。

※25 「ファシリテーター」とは、人々の活動が容易にできるよう支援し、うまくことが運ぶよう舵取りを行い、集団による問題解決、アイデア創造、教育、学習等、あらゆる知識創造活動を支援し促進していく役割を担う人のこと。

※26 「本質的な問い合わせ」とは、生徒の深い学びを促し、教科等の本質に迫る問い合わせであり、教科等の固有の「見方・考え方」を働きかけた単元を貫く問い合わせ。一つの明確な答えがあるわけではなく、生涯において何度も問い合わせ直され、その答えが更新され続けるような問い合わせ。

※27 「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」とは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」で制定されている「学校運営協議会」制度に基づき、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組む学校運営協議会を設置した学校のこと。

このため、本県では、家庭の経済的事情等にかかわらず、全ての子供たちが健やかに夢を育み、その能力と可能性を最大限に高めることができる教育の実現に向けて、「学力向上対策の強化」、「相談支援体制等の強化」、「乳幼児期の教育・保育、家庭教育の充実」及び「経済的支援の拡充」の四つの柱に基づき、「学びのセーフティネット」の構築に取り組んできました。

他方で、県内に在留する外国人とその子供の数は一層増えていくことが見込まれており、こうした社会情勢の変化を踏まえた対応も求められています。

このため、これまでの施策をベースとする、学習のつまずきに対応した学習支援や教育費負担の軽減等の経済的支援、不登校や高校中退への対応に加えて、外国人10生徒に対する日本語指導を一層充実させるなど、多様な観点からのニーズに応じた教育機会を提供することにより、「学びのセーフティネット」の充実を図っていきます。

④ 教育環境の整備

充実した教育活動を行い、十分な教育効果を上げるためには、生徒が授業や部活動等において一定の選択幅を持つことができ、集団の中で切磋琢磨できるといった環境が必要です。

また、学校の施設・設備についても重要な要素であり、多様な学習内容・学習形態への対応など、教育環境の質的向上を図るために施設・設備の整備を進めていきます。

4 県立高等学校の課程・学科等の在り方

本県では、平成31年4月に「学びの変革」を先導的に実践する「広島歴史学園中学校・高等学校」、県北地域において、「学びの変革」をけん引する「三次中学校・高等学校」、さらには、平成30年4月に広島市と共同で、従来の定時制課程・通信制課程の枠組みに捉われない「広島みらい創生高等学校」を整備するなど、社会が求めるニーズに応じた多様で厚みのある人材層の形成に向けて、県立学校の体制整備を進めてきました。

引き続き、生徒数の推移や地理的条件等も踏まえ、ニーズに応じた多様で厚みのある人材層を形成していくため、より一層の学校の特色づくりの推進や教育の質的向上など、県立高等学校の体制整備を更に進めていく必要があることから、以下に示すとおり、課程・学科等の在り方を考えていきます。

なお、社会状況等の変化により的確に対応した教育課程の編成ができるよう、課程及び学科等について、不断の改善・見直しを行っていきます。

また、学校間連携^{※28}や課程間併修^{※29}等の仕組みを活用することなどにより、生徒が多様な学びを選択できる教育環境を整備することについても検討します。

- 5 あわせて、デジタル技術の進展・高度化等の社会の急速な変化、今後の生徒数の減少を踏まえ、教育方法についても、高等学校同士の連携だけでなく、地域、企業、大学及び研究機関並びに他校種の学校等との連携、一人1台端末や遠隔教育システムの活用等、不断の改善・見直しを行っていきます。

10 (1) 全日制課程

① 普通教育を主とする学科

普通教育を主とする学科は、国語、地理歴史、公民、数学、理科、保健体育、芸術、外国語、家庭、情報、理数という、「各学科に共通する各教科・科目」を中心に学習し、幅広い知識と教養を身に付けることに重点を置く学科です。

- 15 普通教育を主とする学科は、これまで普通科のみとされていましたが、令和3年3月に、国において学科の弾力化（いわゆる「普通科改革」^{※30}）が図られ、学際領域に関する学科^{※31}、地域社会に関する学科^{※32}及びその他特色・魅力ある学びに重点的に取り組む学科の設置が可能となりました。

- 本県では、令和5年度において、県立高等学校全日制課程のうち約7割で普通科を設置しており、その一部では、特定の教科・科目等を重点的に学習する「コース」
20 （理数コース（3校）、国際教養コース（1校）及び医療・教職コース（1校））を設置しています。

※28 「学校間連携」とは、他の高等学校において一部の科目の単位を修得したときに、その単位数を自校の定めた卒業に必要な単位数のうちに加えることのできる制度。同一の高等学校に置かれている全日制の課程、定時制の課程及び通信制の課程相互の間の併修も可能。（学校教育法施行規則第97条）

※29 「課程間併修」とは、通信制の課程の生徒が自校の定時制課程、他の高等学校の定時制課程、通信制課程において一部の科目の単位を修得したとき、又は定時制の課程の生徒が自校の通信制課程、他の高等学校の通信制課程において一部の科目の単位を修得したときは、その単位数をそれぞれ自校の定めた通信制課程又は定時制課程の卒業に必要な単位数のうちに加えることのできる制度。（高等学校通信教育規定第12条）

※30 「普通科改革」とは、「普通教育を主とする学科」の弾力化のこと。設置者の判断により、「普通科」以外の学科が設置可能となった。

※31 「学際領域に関する学科」とは、現代的な諸課題のうち、SDGsの実現やSociety5.0の到来に伴う諸課題に対応するために、学際的・複合的な学問分野や新たな学問領域に即した最先端の特色・魅力ある学びに重点的に取り組む学科のこと。

※32 「地域社会に関する学科」とは、現代的な諸課題のうち、高等学校が立地する地元自治体を中心とする地域社会が抱える諸課題に対応し、地域や社会の将来を担う人材の育成を図るために、現在及び将来的地域社会が有する課題や魅力に着目した実践的な特色・魅力ある学びに重点的に取り組む学科のこと。

普通教育を主とする学科には、県立高等学校全日制課程の全生徒の約6割が在籍しており、卒業者のうち、約7割が大学等に、約2割が専修学校に進学するなど、約9割の生徒が高等教育機関に進学しています。

国における新しい時代の高等学校教育の在り方に関する議論の中で、現在の普通教育を主とする学科は、多くの生徒がいわゆる文系・理系に分かれ、2年次以降、特定の教科について十分に学習しない傾向があることが指摘されており、今後、大学等において学びを深めたり、実社会で様々な課題に接したりする際に必要となる力を身に付けるために、探究的な学び・S T E A M教育^{※33}等の文理横断的な学び・実践的な学びを推進していく必要があります。

10

— 取組の方向性 —

- 学際的・複合的な学問分野や新たな学問領域に即した最先端の学びに重点的に取り組むなど、学校の特色化・魅力化を推進していくために、学際領域に関する学科の設置について検討します。
- 地域社会が有する課題や魅力に着目した実践的な学びに重点的に取り組むなど、学校の特色化・魅力化を推進していくために、地域社会に関する学科の設置について検討します。
- 既設のコースについては、コースにおける学びの更なる魅力化を図るために、学校や地域の実態、中学生からのニーズや卒業後の進路状況等を踏まえ、普通科以外の普通教育を主とする学科や普通系専門学科等への改編を検討します。

② 専門教育を主とする学科

ア 職業系専門学科^{※34}

職業系専門学科は、職業との関連が深い実践的な教育を行うことにより、専門的な知識・技能や創造力、応用力等を育成することに重点を置く学科です。

本県では、令和5年度において、農業科（6校）、工業科（6校）、商業科（6校）、家庭科（4校）、看護科（1校）及び福祉科（1校）を設置しています。

職業系専門学科には、県立高等学校全日制課程の生徒の約2割が在籍しており、卒業者のうち、約3割が大学等に、約2割が専修学校に進学し、約5割の生徒が就職しています。

※33 「S T E A M教育」とは、科学（Science）、技術（Technology）、工学（Engineering）、教養（Art）、数学（Mathematics）を活用した文理融合の教育のこと。

※34 「職業系専門学科」については、本計画では、専門学科のうち、農業科、工業科、商業科、水産科、家庭科、看護科、情報科、福祉科の8つとする。なお、本県では、令和5年度現在、この8学科のうち、水産科と情報科を除く6学科を設置している。

近年、第4次産業革命^{※35}の進展、DX、6次産業化^{※36}等により、産業構造や仕事内容は急速に変化していることから、加速度的な変化の最前線にある地域産業界や、他校・他学科とも連携しながら、実践的・体験的な学習活動を推進し、地域の持続的な成長・発展を牽引する職業人材を育成していく必要があります。

5

－ 取組の方向性 －

- 既設の学科について、地域のニーズ、生徒の興味・関心等を踏まえ、AI/IoT、5G等の技術革新の進展等に対応するために必要な実践力の育成を図ることができるよう、必要に応じて、学科改編を検討します。
- 普通科と職業系専門学科を併設する学校については、生徒が自らの進路希望に応じた学びを主体的に選択することができるよう、また、生徒が自己の将来の生き方や進路について考察する学習を学校全体として一層充実させることができるように、総合学科に学科改編することについて検討します。
- 産業界における生徒の体験学習等の企画・実施や、最先端又は高度な知識・技術を有する外部人材の開拓・活用等、学校と産業界等をつなぐことで社会や産業の変化に対応した教育課程の編成・実施を支援する「産業教育コーディネーター」を配置することについて検討します。

イ 普通系専門学科^{※37}

普通系専門学科は、共通教科・科目に関連する分野について、高い専門性を身に付けさせることを目指す教育を提供し、多様な人材を育成する役割を担っています。

本県では、令和5年度において、国際科（1校）と体育科（2校）を設置しており、卒業者のうち、約7割が大学等に、約1割が専修学校に進学するなど、約8割の生徒が高等教育機関に進学し、約2割が就職しています。

※35 「第4次産業革命」とは、AI、IoT、ロボティクス等の新たな技術革新により、新たな付加価値の創出（新たな産業やビジネスへの展開等）や生産性の向上（製造現場やサービス業の効率化）が進み、産業・就業構造及び社会システムに変革がもたらされること。

※36 「6次産業化」とは、一次産業としての農林漁業と、二次産業としての製造業、三次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組のこと。

※37 「普通系専門学科」については、本計画では、専門学科のうち、理数科、体育科、音楽科、美術科、外国語科、国際関係科、その他専門教育を施す学科とする。なお、本県では、令和5年度現在、体育科と国際科を設置している。

これまで、国際科では、異文化理解を深め国際感覚を身に付けた人材の育成に、
体育科では、スポーツ界を牽引する高い競技力及び豊かな人間性を身に付けた人
材の育成に取り組んできているところであり、今後、一人一人の生徒の進路に応
じた多様な可能性を伸ばすために、高等教育機関等と連携・協働するなどして、高
度で特色ある教育を一層推進していく必要があります。

また、DXや地球温暖化と関連して、今後、デジタルやグリーン（脱炭素）をは
じめとする成長分野において活躍する人材の育成が求められており、高等学校段
階において、理数分野の素養などを身に付けた人材を育成していく必要があります。

10

－ 取組の方向性 －

15

- 既設の学科については、学科における学びの更なる魅力化を図るために、学
際領域に関する学科や地域社会に関する学科等に改編することについて検討
します。
- 先進的な科学技術、理科・数学に関する学びを通して、生徒の科学的な探究
能力等を培い、国際的に活躍できる科学技術人材等を育成するために、「理数
に関する学科」を設置することについて検討します。

③ 総合学科

20

総合学科は、共通教科・科目及び専門教科・科目にわたる多様な科目の中から、生
徒が主体的に履修したい科目を選択して学ぶこと等により、生徒の自己の進路への
自覚を深め、生徒の個性を生かした主体的な学習を行うことに重点を置く学科です。

25

本県では、令和5年度において、12校を設置しており、卒業者のうち、約5割が
大学等に、約3割が専修学校に進学し、約2割が就職するなど、生徒の希望に応じ
た多様な進路を実現しています。

30

近年の技術革新に伴い、産業界では特定の専門分野のみならず様々な分野に関する
知識・技術が求められるようになってきていることから、総合学科においては、
自分とは異なる興味・関心を持つ生徒と共に多様な科目を履修することで、自分の
進路を見つめ直しつつ、多様な分野に関する知識及び技能や異分野と協働する姿勢
といった、これから時代に求められる資質・能力を育成することに向けた教育活
動を一層推進していく必要があります。

－ 取組の方向性 －

- 普通教育を主とする学科や専門教育を主とする学科を設置する学校について、生徒の実態等を踏まえ、総合学科の特質を生かした教育活動による効果が期待できる場合、総合学科への改編を検討します。
- 5 ○ 既設の総合学科について、生徒の多様な興味・関心、進路希望等に加え、社会や地域の産業等の変化も踏まえ、地域や産業界等との積極的な連携を図ること等により、生徒が自己の将来の生き方や進路についての自覚を深める学習を一層充実することができるよう、他学科への改編も含めて在り方を検討します。

10 (2) 定時制課程・通信制課程

定時制課程・通信制課程では、学習する時間や時期、方法を自ら選択し、自分のペースで学ぶことができるという特長を生かして、働きながら学ぶ青少年だけでなく、大学進学を希望する生徒や、特定の職業分野等に関する知識・技能等を重点的に学ぶことを希望する生徒、高等学校の中途退学者、外国籍の生徒、特別な配慮を必要とする生徒など、多様な学習ニーズを持つ生徒が学んでいます。

15 本県では、令和5年度において、定時制課程13校、通信制課程1校を設置しています。

定時制課程・通信制課程には、県立高等学校進学者の約4%が在籍していますが、自分のペースで学ぶことのできる通信制課程に入学する生徒数は、私立も合わせれば、20 この10年間で約2倍になるなど急増しています。

こうしたことから、定時制課程・通信制課程においては、今後も生徒の実態や学習ニーズに対応した教育活動を推進していく中で、生徒を自立した学習者として社会に送り出すために、生徒が人間関係を築きながら、自己の良さや可能性を認識し、多様な人々と協働する機会を、デジタル技術も活用しながら、より一層充実させていく必要があります。

－ 取組の方向性 －

- 多様な背景を持つ生徒のニーズに応える、従来の全日制課程、定時制課程及び通信制課程の枠組みに捉われないフレキシブルな学びを提供する学校を新たに設置することを検討します。
- 30 ○ 通信制課程において、多様な人々と協働する機会を充実させる教育環境を、デジタル技術も活用しながら整備することを検討します。
- 定時制課程において、多様な教科・科目を開設するなど、多様な背景を持つ生徒の興味・関心、進路希望等に応じた教育課程を編成することができるようにするため、生徒の高等学校教育を受ける機会の確保に配慮した上で、統廃合することについて検討します。

(3) 総合型高等学校

総合型高等学校は、複数の学科からなり、地域産業界と連携しながら専門性の高い学びを行うとともに、生徒の興味・関心、進路希望等に応じて他学科の学びも選択し、総合的に学ぶことができる学校です。

5 本県では、平成 17 年度に、工業、商業及び家庭に関する学科を設置する新しいタイプの高等学校として総合技術高等学校を設置しています。

近年、第 4 次産業革命の進展、DX、6 次産業化等により、産業構造や仕事内容が急速に変化するとともに、職業人に求められる専門的な知識及び技術・技能が拡大化・高度化していることから、専門学科においては、各分野のスペシャリストを育成する10 だけでなく、各分野の基礎・基本を身に付けながらも、それぞれを広く総合的に学習し、多様化・複雑化する社会の実状に対応できる幅広い知識及び技術・技能を兼ね備えた人材を育成していく必要があります。

－ 取組の方向性 －

15 ○ 生徒や地域の実態等を踏まえ、地域の持続的な発展を担う人材を育成するため
に、総合型高等学校を新たに設置することについて検討します。

(4) 中高一貫教育校

中高一貫教育校は、中学校と高等学校の 6 年間を接続し、6 年間の学校生活の中で20 計画的・継続的な教育課程を展開することにより、生徒の個性や創造性を伸ばすことに重点を置いた学校です。

本県では、令和 5 年度において、併設型中高一貫教育校を 3 校、連携型中高一貫教育校を 5 校設置しています。

併設型中高一貫教育校では、グローバル化が進展する社会の中で幅広く活躍できる25 人材や、未知の分野にも果敢にチャレンジし、多様な他者と協働して新たな価値を生み出すことのできる人材の育成に取り組んでおり、今後も、生徒の資質・能力を更に伸長することができるよう、教育活動の一層の特色化を図っていくとともに、その教育実践の成果を県内の学校に普及させていく必要があります。

連携型中高一貫教育校では、中学校・高等学校での合同行事の実施や、地域をテーマにした 6 年間を通した探究的な学習の実施など、それぞれの地域の特徴を生かしながら、地域に貢献できる人材等を育成する教育活動に取り組んでおり、引き続き、連携先の中学校や、地域、企業、高等教育機関等の外部機関と連携・協働することによる教育活動の一層の魅力化を進めていく必要があります。

－ 取組の方向性 －

- 生徒の資質・能力を更に伸長することができるよう、地域、企業、高等教育機関等の外部機関と連携・協働しながら6年間の教育活動の系統性を高めるなど、教育活動の一層の特色化・魅力化を図っていきます。

5

(5) 取組の推進に当たっての留意事項

課程及び学科等の改編の実施に当たっては、入学希望者が各学校の校風や教育内容の特色を踏まえて、目的意識をもって主体的に高等学校を選択することができるよう、教育目標や育てたい生徒像、教育課程、入学者選抜の情報等について、中学生・
10 保護者に対して積極的に周知を図っていきます。

5 県立高等学校の配置及び規模の在り方

15 (1) 基本的な考え方

① 学校の配置

教育の機会均等の観点から、全県的な視野に立ち、今後の中学校等卒業見込み者数の推移、公共交通機関の利便性などの地理的条件、県立高等学校の学校規模、私立、市立及び国立高等学校を含めた高等学校の設置状況等を踏まえ、地域のニーズや生徒・保護者の希望等に応えることができる学校、課程及び学科等を適正に配置します。
20

② 学校の規模

高等学校教育の質的水準の維持・向上の観点から、生徒が授業等において一定の選択幅を持つことができ、集団の中で切磋琢磨できる環境を整えます。
25

そのためには、生徒数が少ないと学校行事や部活動等の集団教育活動で制約が生じやすく、生徒数が多くなると一体的な活動や円滑な展開が難しくなってくるなどの課題があります。また、教職員数が少ないと、生徒の興味・関心、進路希望等に応じた多様な選択科目を設置することや、組織的な指導体制を組むことが難しくなりやすくなり、教職員数が多くなると相互の意思疎通が図りづらくなってしまうなどの課題があります。
30

具体的な学校の規模については、これまでの考え方を継承し、1学年6学級を標準としつつ、今後の生徒数の推移や通学時間の現状など、地域ごとに状況が異なることを考慮し、中山間地域については1学年2～6学級の範囲内を、中山間地域以外の地域については1学年4～8学級の範囲内を基本とします。

なお、中山間地域における高等学校については、当該地域の高等学校教育の機会均等の確保等にとって重要な役割を果たしていることに配慮していきます。
5

(2) 取組の方向性

(学校、課程、学科等の配置)

高等学校に入学を希望する生徒が、自分の能力・適性、興味・関心、進路希望等に応じた、学校、課程、学科等を選択することができるよう、公立高等学校への入学状況を踏まえるとともに、公共交通機関の状況や生徒の通学時間等を勘案し、学校、課程、学科等を配置します。
10

なお、専門学科における農業、工業、商業等の各学科については、地域産業の特性や地域が求める人材育成等を踏まえ、配置します。
15

(1学年3学級以下の県立高等学校の活性化)

1学年3学級以下の学校については、在籍生徒や教員が少ない等のことから、一定規模のメリットを生かした活力ある教育活動を展開することが難しい状況となっており、とりわけ1学年1学級規模の学校については、そのことが顕著な状況となっています。
20

1学年3学級以下の学校については、授業交流等による学校間の連携や地域と連携した特色づくり等の活性化を図ります。

その際、高等学校同士の連携に加え、地域、企業、大学及び研究機関並びに他校種の学校等との連携、デジタル技術の活用等を視野に入れた教育方法についても検討します。
25

(再編整備の検討)

○ 1学年1学級規模の全日制高等学校

1学年1学級規模の全日制高等学校については、各学校が学校関係者、所在する市町及び市町教育委員会等で構成する「学校活性化地域協議会」(以下「協議会」という。)を設置し、その協議会において、教育活動や部活動等における取組の強化等による活性化策を検討・実施し、全校生徒数が毎年度、収容定員の3分の2(80人)以上となることを目指します。
30

また、県教育委員会は、各学校の取組が効果的に進められるよう、協議会の意見を踏まえ、市町等と連携しながら、必要な支援を行います。

こうした取組の結果、「新入学生徒数^{※38}が入学定員^{※39}の2分の1(20人)未満又は全校生徒数が収容定員^{※40}の2分の1(60人)未満」となった学校については、協議会の意見を聴いた上で、地理的条件を考慮し、次の①～③までのいずれかとします。

- ① 近隣の県立高等学校のキャンパス校^{※41}
- ② 特定の中学校と緊密な連携による一体的な学校運営を行う「中高学園構想」^{※42}への移行
- ③ 統廃合(市町立学校としての存続を含む)

ただし、近隣に他の高等学校がなく、他地域への通学が極端に困難な学校が対象となった場合は、別途検討します。

なお、県立高等学校が所在する地域(市町)の教育水準の向上に向けた、発展的な再編整備については、上記によらず検討します。

○ 中山間地域以外の地域に所在する県立高等学校

中山間地域以外の地域に所在する県立高等学校については、生徒急増期に学校が新設された後、生徒減少に転じた後も学校数がほとんど変わっていない状況であることから、今後の生徒数の減少に対しては、学校の規模によらず、統廃合を検討します。

なお、生徒数が減少しない地域においても、当該地域(市町)の教育水準の向上に向けた、発展的な再編整備については、学校規模によらず検討します。

※38 「新入学生徒数」については、各年度、新たに入学した生徒数とする。ただし、転入した者は含めない。

※39 「入学定員」については、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律第6条に基づき、40人とする。

※40 「収容定員」については、1学年1学級規模の全日制高等学校1～3学年の学級数の計は3学級であることから、120人とする。

※41 「キャンパス校」については、当該高等学校を、近隣の県立高等学校に統合し、校地・校舎をそのまま使用しながら教育活動を行う、統合先高等学校の分教室として位置付けるものとする。

※42 「中高学園構想」については、特定中学校から当該高等学校への高い進学率を前提とし、中学校と高等学校の教員が相互に兼務して、6年間の一貫した教育課程を実施するものとする。

(3) 取組に関する留意事項

県立高等学校の再編整備を検討する際には、児童生徒数の推移のみならず、地理的条件など、学校が所在する各地域の実情に配慮します。

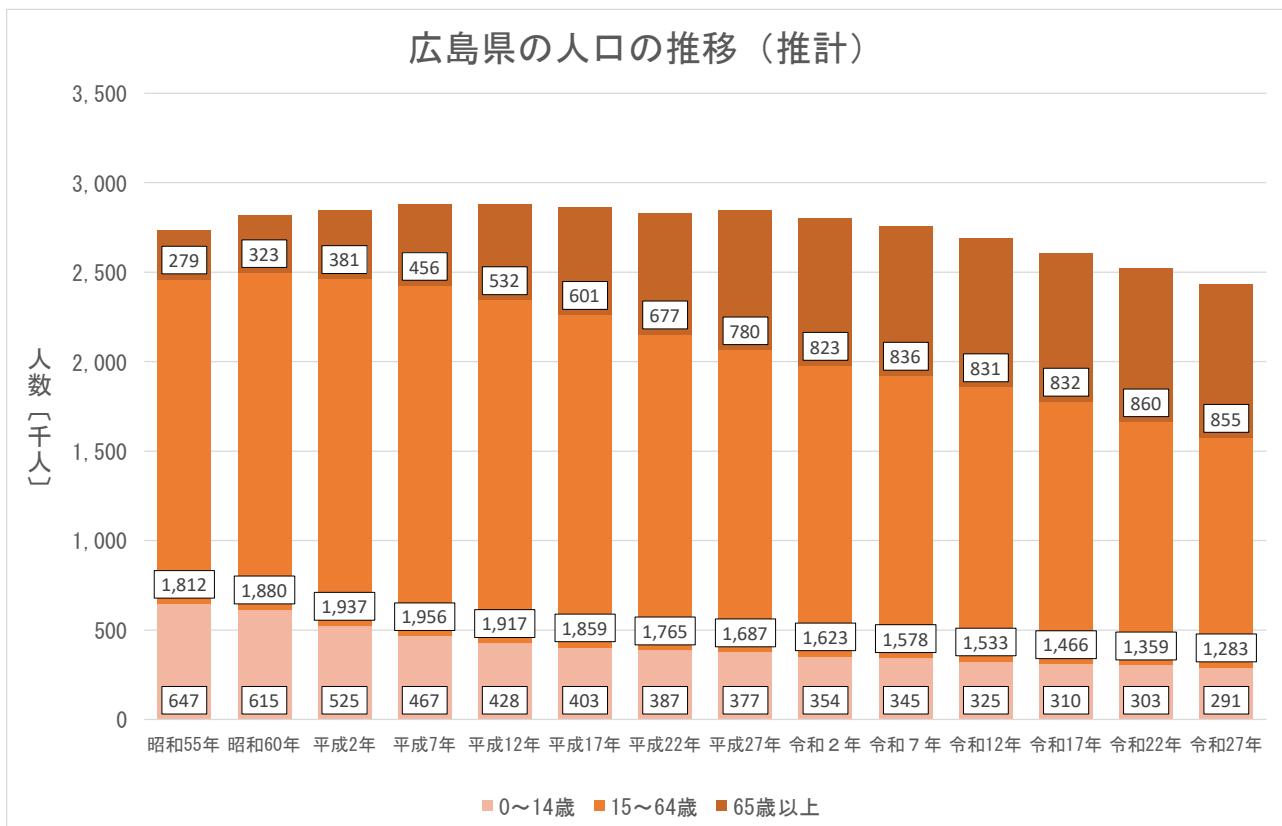
その際、県立高等学校が、地域の高等学校教育を受ける機会の確保や、地域の活性化に重要な役割を担っていることを踏まえ、自治体内から県立高等学校が無くなることのないよう留意するとともに、各地域における県立高等学校の在り方について、関係機関と連携しながら、検討を行います。

統廃合などの再編整備を行う場合は、生徒にとってよりよい環境が整い、地域全体の教育水準の更なる向上が図られるよう、統合先の学校や新設する学校について、特色ある学科の設置や、施設・設備の更新、教職員配置の拡充等について検討を行います。

また、再編整備を行うことにより、高等学校への通学が困難となる地域が生じる場合には、寄宿舎の整備など、生徒の高等学校教育を受ける機会の確保に向けた検討を行います。

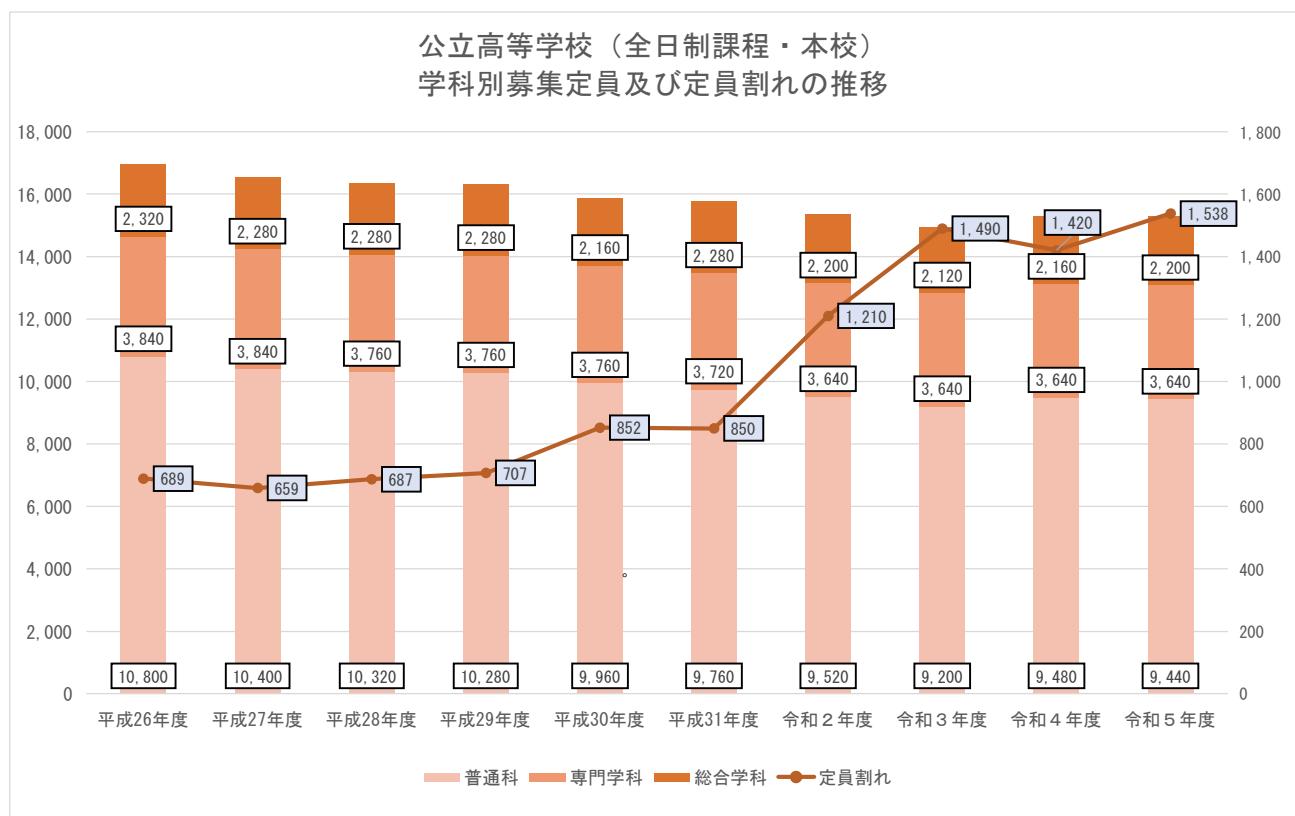
参考資料

・ 広島県の人口の推移	25
・ 公立高等学校（全日制課程・本校）学科別募集定員及び定員割れの推移	25
・ 定時制課程・通信制課程への入学者状況	26
・ 広島県公立高等学校の進路状	27
・ 新規高等学校卒業者の就職状況及び就職後3年以内の離職状況	28
・ 広島県における中学校等卒業者数の推移	29
・ 広島県公立高等学校等配置図	30
・ 公立高等学校（全日制課程）の募集学級数	31
・ 県立高等学校（全日制）の状況について	32
・ 公立高等学校（定時制課程・通信制課程等）の状況	33
・ 中学校等卒業者数と公立高等学校（全日制課程）本校数の推移（設置数）	34
・ 生徒急増期に新設等された学校	34



※ 令和2年まで…「国勢調査」の結果による。

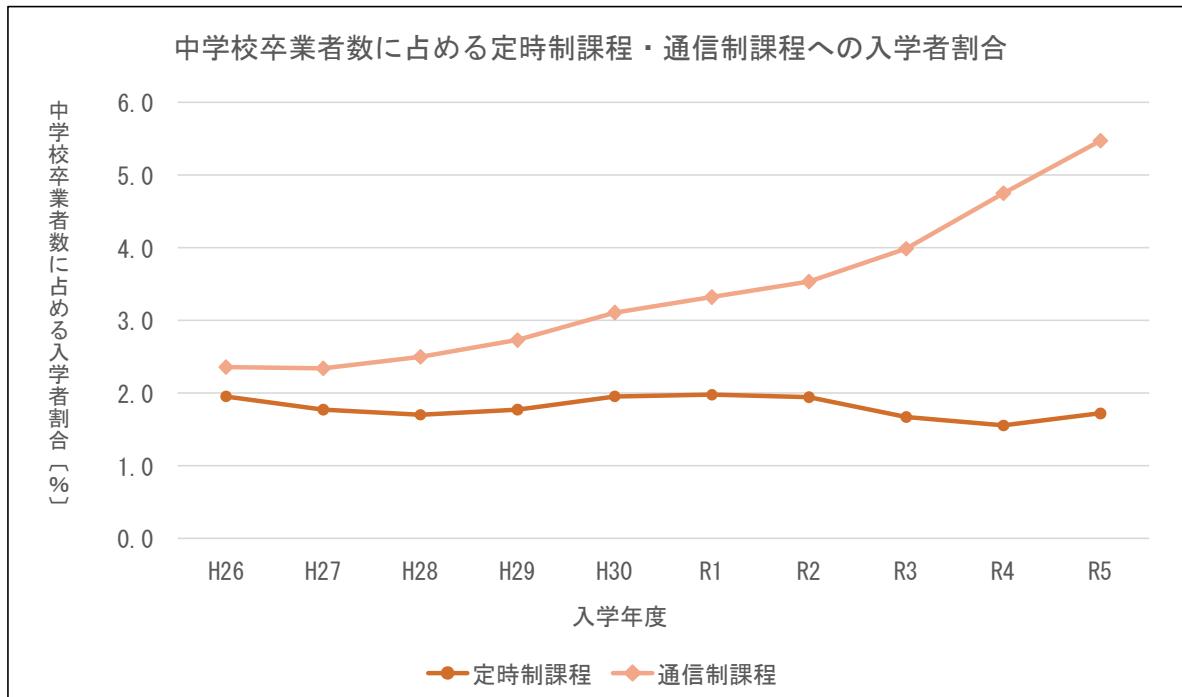
※ 令和7年以降…国立社会保障・人口問題研究所人口統計資料集「都道府県の将来推計人口」等により算出。



※ 広島観智学園高等学校は除く。

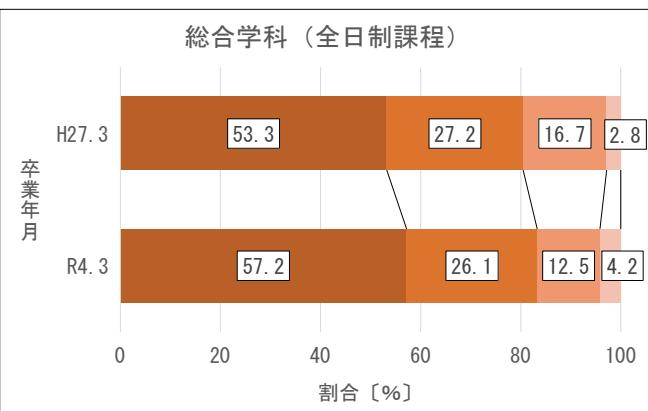
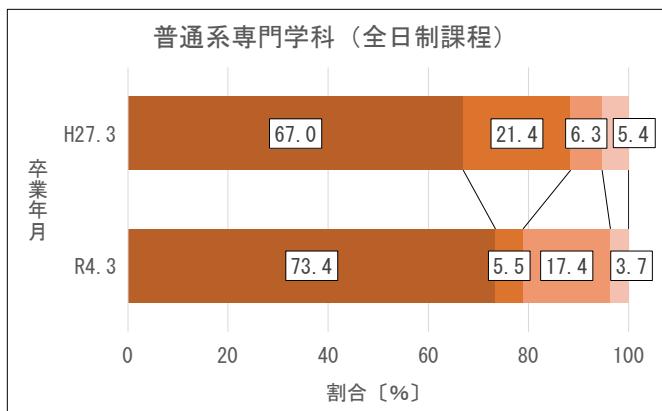
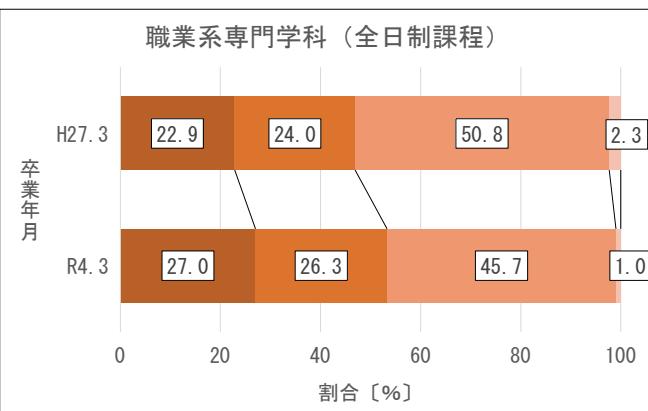
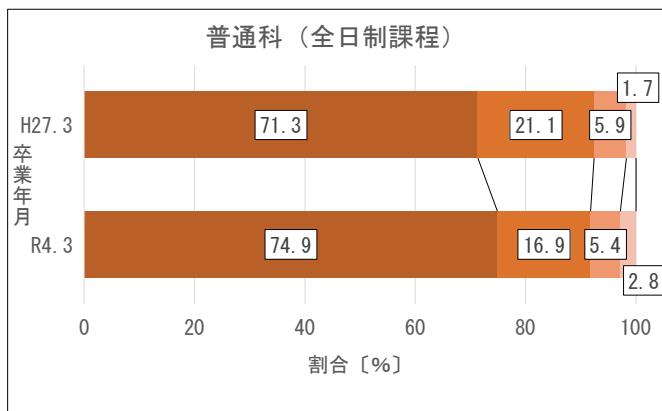
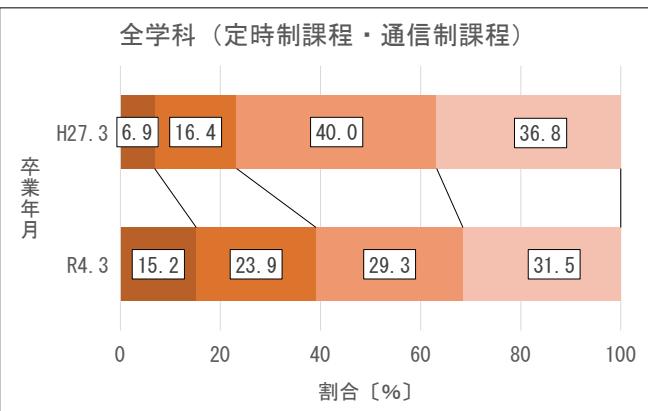
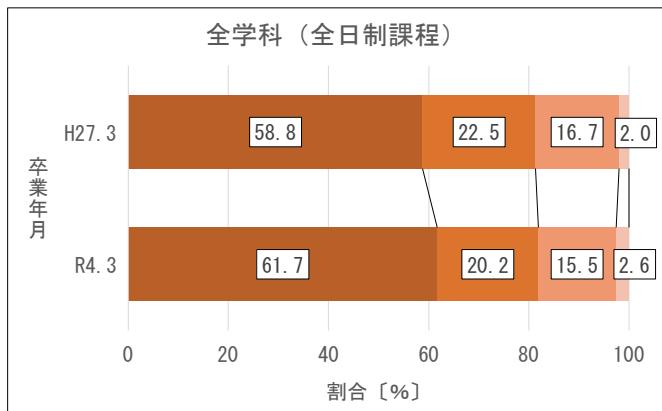
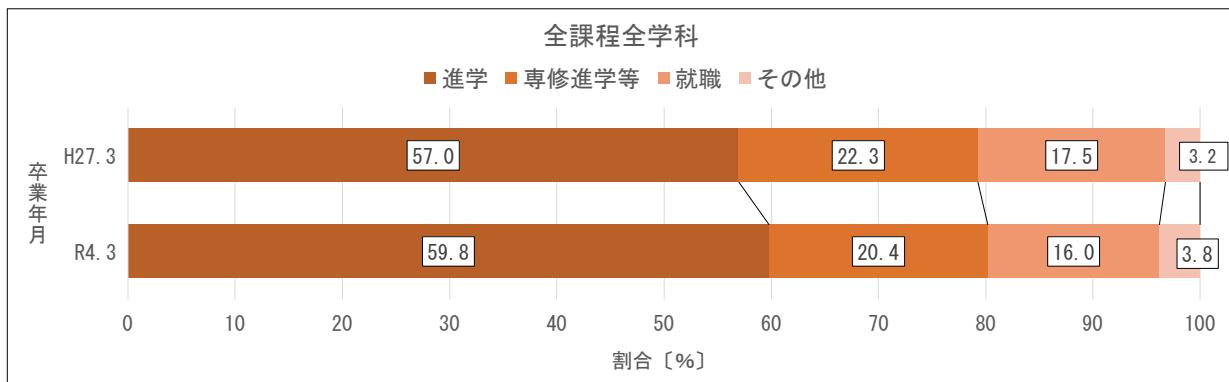
※ 入学者数には、県外中学校からの進学者を含み、帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜により入学した生徒を除く。

○ 定時制課程・通信制課程への入学者状況

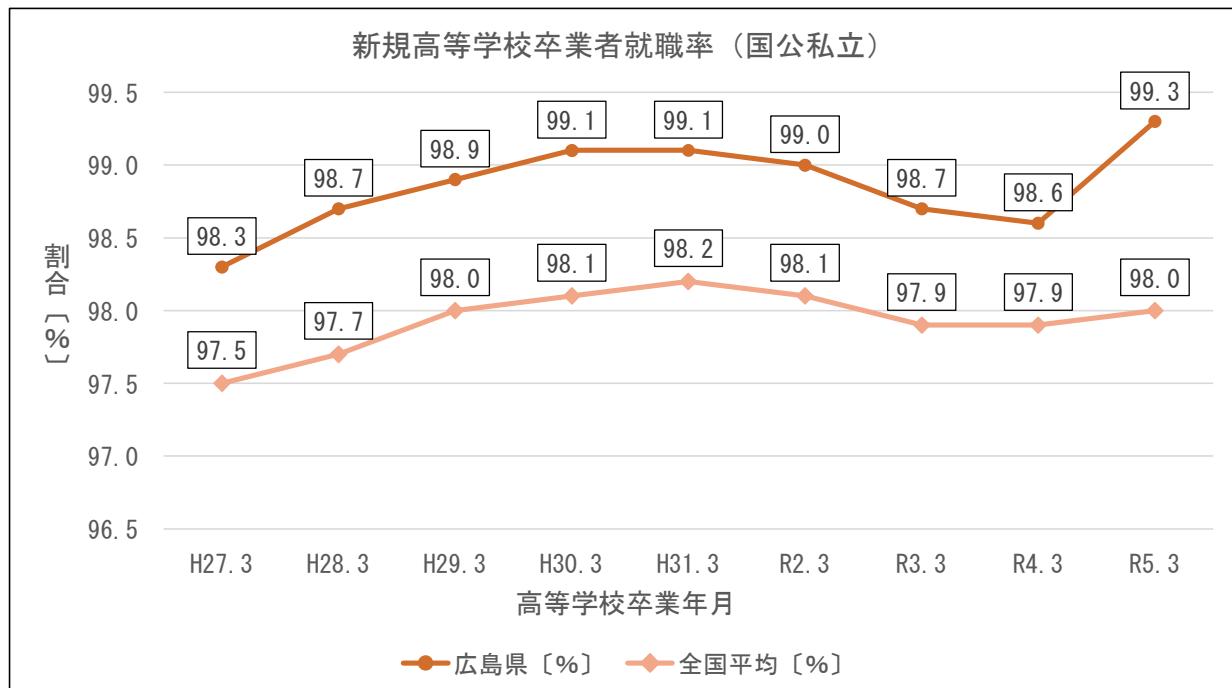


※ 広島県教育委員会調べ。

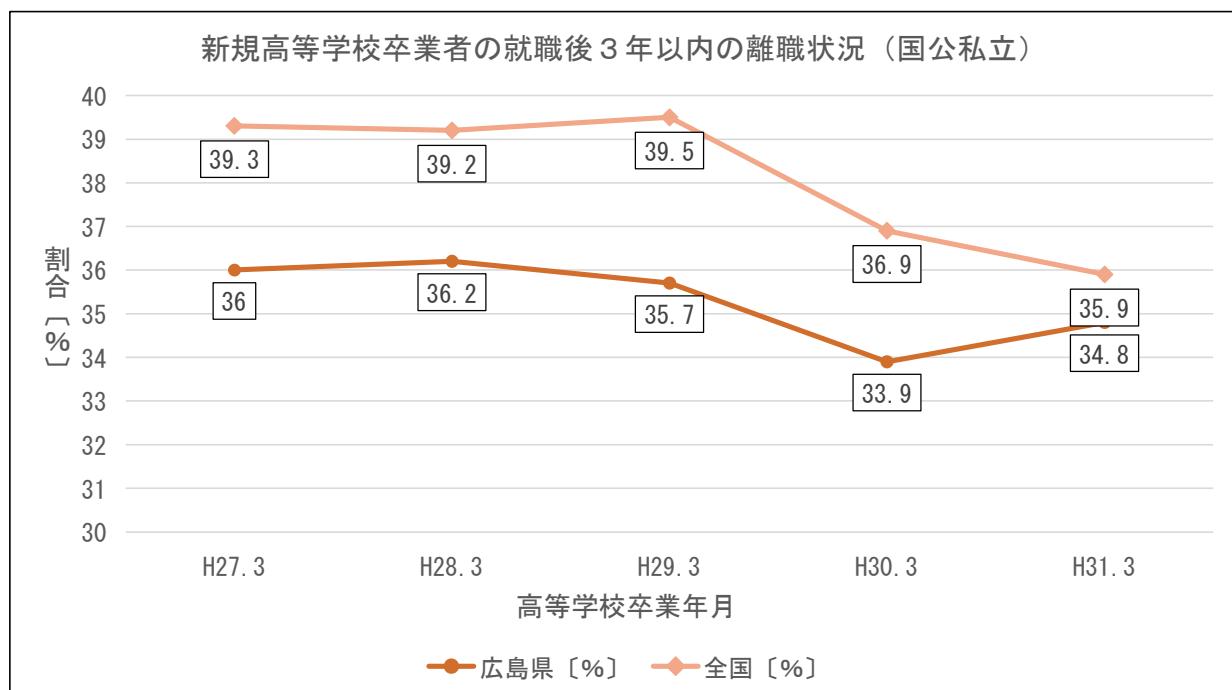
○ 広島県公立高等学校の進路状況（公立学校基本数による）



○ 新規高等学校卒業者の就職状況及び就職後3年以内の離職状況



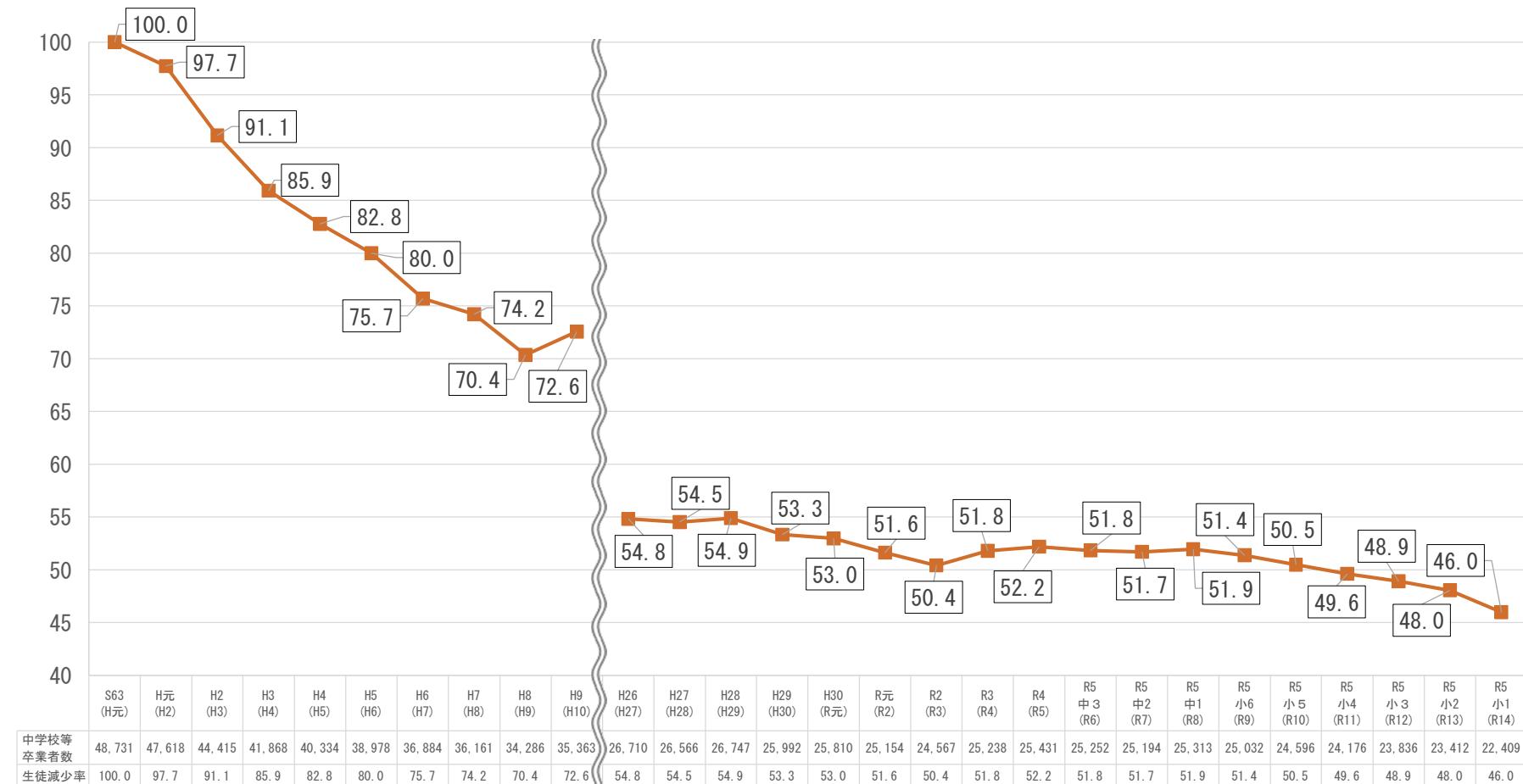
※ 広島県教育委員会の取りまとめによる。



※ 広島県労働局の資料を基に、広島県教育委員会が作成。

[%]

広島県における中学校等卒業者数の推移（昭和63年度=100としたときの割合）



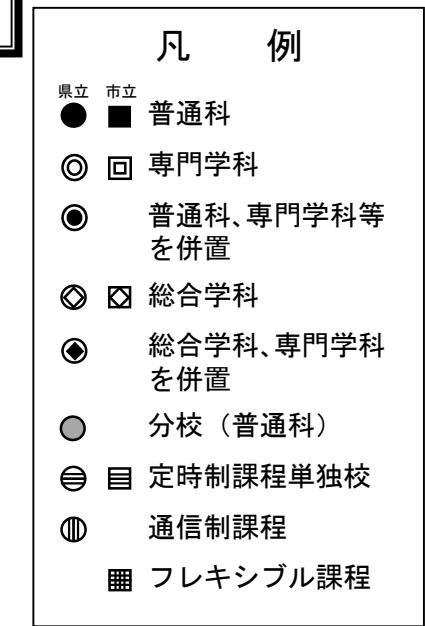
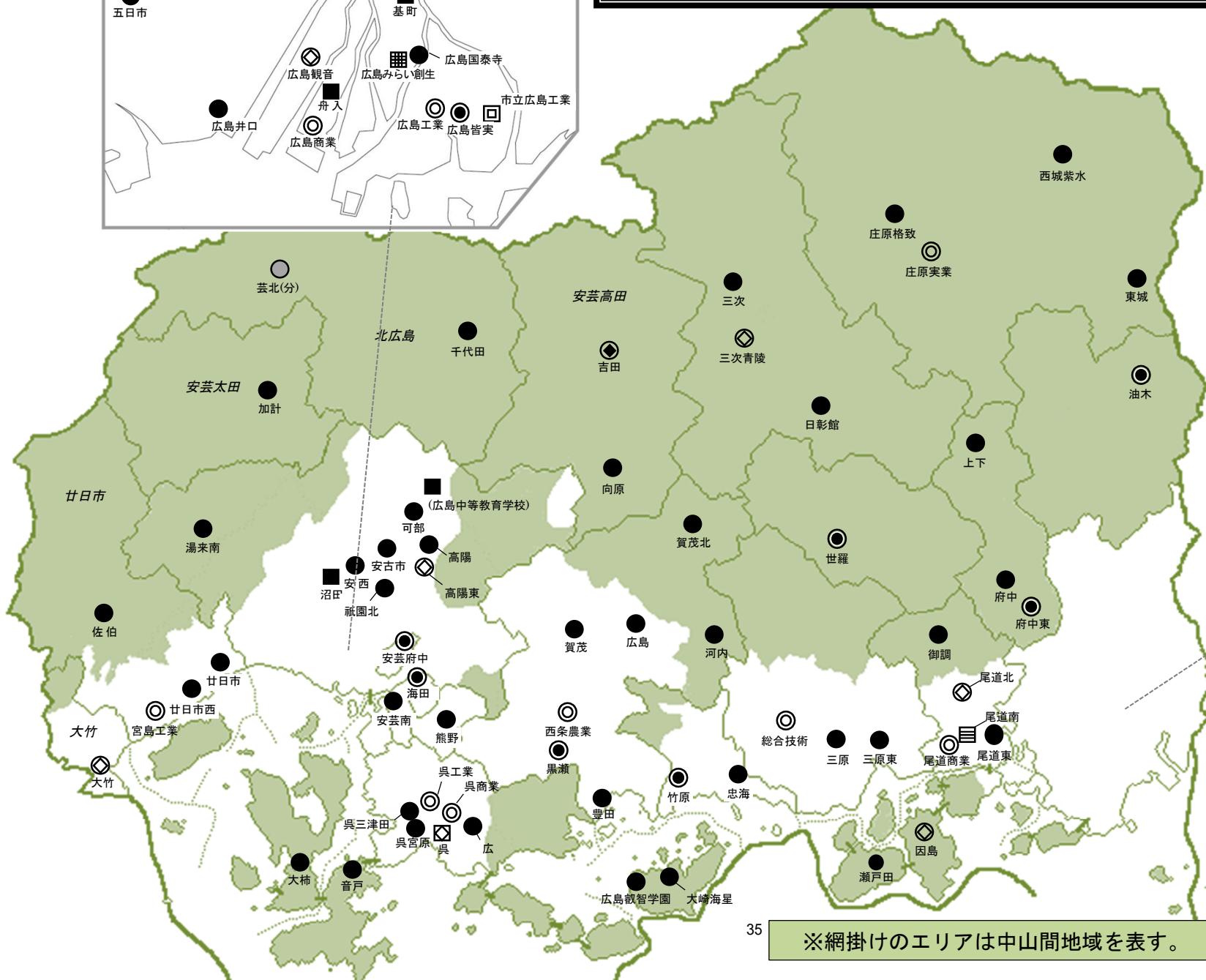
※義務教育学校及び広島創智学園中学校を含む。広島市立広島中等教育学校を除く。

※（ ）内は高等学校入学年度を示す。

※R4の中学校等卒業者数は速報値。

※R5以降は、現在の中学校等・小学校における、各学年の在籍者数の速報値。

広島県公立高等学校等配置図 (令和6年度)



公立高等学校(全日制課程)の募集学級数【令和6年度入学定員】

旧6学区	1学級	2学級	3学級	4学級	5学級	6学級	7学級	8学級	9学級	計		
芸北	加計(普) 芸北(分)(普) 向原(普)	千代田(普2)		吉田(探3、農1)						5校		
広島	湯来南(普) 佐伯(普)	安西(普2)		熊野(普4) 大竹(総4) 廿日市西(普4)	安芸南(普5)	可部(普6) 高陽(普6) 高陽東(総6) 五日市(普6) 安芸府中(普5、国1)	広島観音(総7) 廿日市(普7) 宮島工業(工7) 海田(普5、家2)	広島国泰寺(普8[理2]) 広島商業(商8) 広島皆実(普6、看1、体1) 広島工業(工8) 広島井口(普8) 安古市(普8) 祇園北(普8[理1])	◎市立広島商業(商6) ◎市立広島工業(工6) ◎市立美鈴が丘(普6)	◎市立舟入(普8[国1]) ◎市立沼田(普8[体2])	◎市立基町(普9[創1])	29校
吳・賀茂	音戸(普) 賀茂北(普) 豊田(普) 大柿(普)	河内(普2)	吳工業(工3) 黒瀬(普2、福1)	吳商業(商4)	広(普5) 吳宮原(普5) 吳三津田(普5)	広島(普6) 賀茂(普6)	西条農業(農7)			15校		
尾三	瀬戸田(普) 大崎海星(普)	竹原(普1、商1) 忠海(普2) 三原東(普2) 御調(普2) 因島(総2) 広島観智学園(普2)		世羅(普2、家1、農1) 尾道東(普4[国1]) 三原(普4)	尾道北(総5) 尾道商業(商5)	総合技術(工3、商1、家2)				14校		
福山	上下(普)	油木(普1、農1) 沼南(家1、農1)		福山商業(商4) 松永(総4) 府中東(普2、工2)	戸手(総5) 神辺(総5) 府中(普5)	大門(普6[理1]) 神辺旭(普5、体1)	福山明王台(普7) 福山工業(工7)	福山誠之館(総8) 福山葦陽(普8)		16校		
備北	東城(普) 西城紫水(普)	日彰館(普2) 三次青陵(総2)	庄原格致(普3[医教1])	庄原実業(農4)	三次(普5)					7校		
計	14	13	3	13	11	13	7	11	1	86校		

(注1)[]:普通科コースの学級数(内数) (注2)◎:市立高校

○県立高等学校（全日制）の状況について（※令和6年度設置ベース）

	学科	区分	学校数	学校名
本校	普通科	中高一貫教育校	6	(併設型) 広島、広島歴智学園、三次 (連携型) 加計、御調、賀茂北 ※芸北分校は分校に計上
		中高一貫教育校 専門学科併置校	1	(連携型) 油木
		コース設置校	5	広島国泰寺、尾道東、庄原格致、大門、祇園北
		専門学科併置校	8	広島皆実、海田、竹原、世羅、黒瀬、安芸府中 神辺旭、府中東
		その他	34	別記のとおり
	小 計 (普通科)		54	
	専門学科 (単科校等)	農業科	2	西条農業、庄原実業
		工業科	4	広島工業、福山工業、呉工業、宮島工業
		商業科	4	尾道商業、広島商業、呉商業、福山商業
		工業・商業・家庭科	1	総合技術
		農業・家庭科	1	沼南
	小 計 (専門学科)		12	
	総合学科		10	広島観音、尾道北、福山誠之館、大竹、松永、 高陽東、三次青陵、神辺、戸手、因島
	探究科 (総合学科)	専門学科併置	1	吉田
分校	普通科	中高一貫教育校	1	(連携型) 芸北分校
合 計			78	

普通科（その他）34の内訳

広、呉宮原、呉三津田、三原、三原東、福山葦陽、音戸、廿日市、佐伯、大柿、可部、千代田、向原、
賀茂、忠海、府中、上下、東城、瀬戸田、日彰館、五日市、河内、安古市、福山明王台、高陽、熊野、
広島井口、豊田、安西、廿日市西、湯来南、安芸南、西城紫水、大崎海星

専門学科併置校の設置学科の内容

学校名	学科
広島皆実	普通科、看護科、体育科
海田	普通科、家庭科
吉田	探究科、農業科
竹原	普通科、商業科
世羅	普通科、農業科、家庭科
油木	普通科、農業科
黒瀬	普通科、福祉科
安芸府中	普通科、国際科
神辺旭	普通科、体育科
府中東	普通科、工業科

○ 公立高等学校（定時制課程・通信制課程等）の状況
 （令和6年度設置ベース）

1 定時制課程

学区	学校名	学科	昼夜別	入学定員 (学級)
広島	廿日市	普通	夜間	1
	可部	普通	夜間	1
	宮島工業	機械	夜間	1
呉・賀茂	賀茂	普通	夜間	1
	呉工業	機械	夜間	1
		電気		
		キャリアデザイン		1
尾三	三原	普通	午前・夜間	2
	因島	普通	夜間	1
福山	福山誠之館	普通	夜間	1
	福山葦陽	普通	午前	1
	松永	普通	夜間	1
	福山工業	機械	夜間	1
		電気		
	芦品まなび学園	普通	午前・午後・夜間	3
備北	三次	普通	夜間	1
県立計（13校）				18
尾道南		普通	夜間	1
市立計（1校）				1
合計（14校）				19

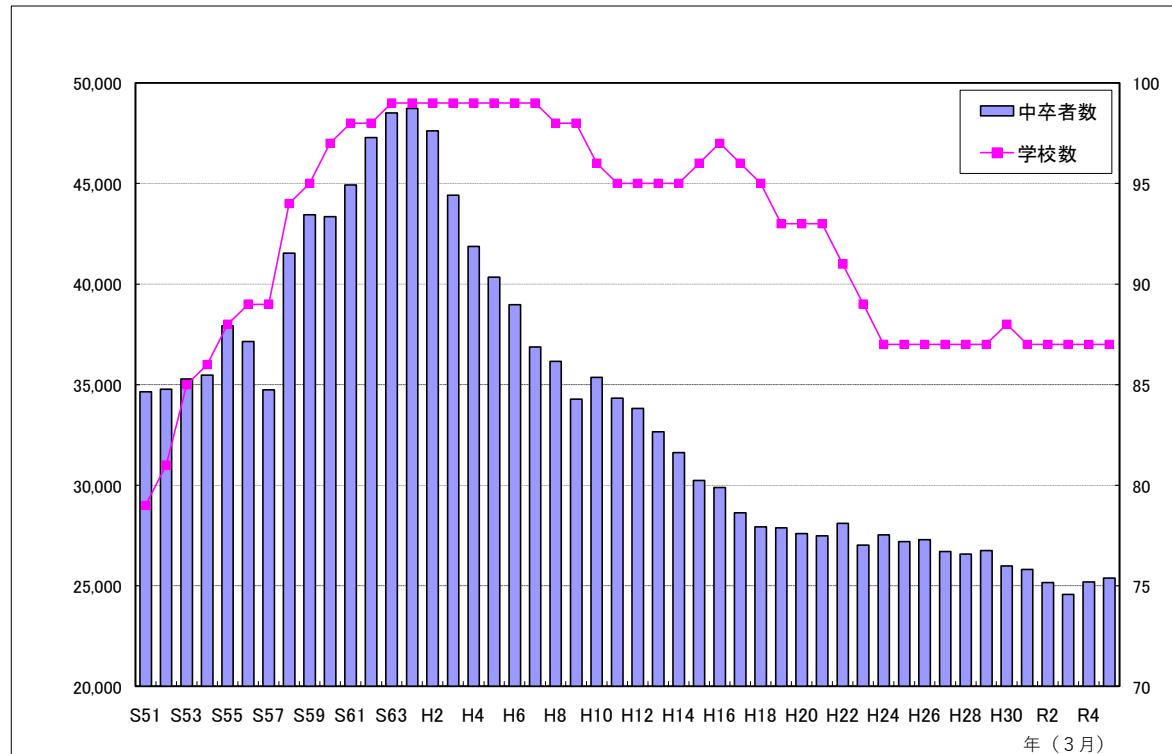
2 通信制課程

学校名	学科	入学定員 (人)
東	普通	300
合計		300

3 フレキシブル課程

学校名	学科	コース	入学定員 (人)
広島みらい創生	キャリアデザイン	平日登校	240
		通信教育	400
合計			640

○中学校等卒業者数と公立高等学校(全日制課程)本校数の推移(設置数)



(義務教育学校を含み、中等教育学校を除く。)

○生徒急増期に新設等された学校

【生徒急増期 S45～S63】計30校増設(新設:15校、本校化:11校、県移管:4校)

年度	区分	学校名	年度	区分	学校名
S46	本校化	黒瀬	S53	本校化	豊田
S47	本校化	江田島	S53	本校化	豊
S47	本校化	自彌	S53	本校化	久井
S48	本校化	三和	S54	新設	安西
S49	新設	安芸	S55	新設	安芸府中
S49	新設	五日市	S55	新設	神辺旭
S49	県移管	河内	S55	県移管	府中東
S50	新設	安古市	S56	本校化	大和
S50	新設	大門	S58	新設	廿日市西
S50	県移管	福山明王台	S58	新設	祇園北
S50	県移管	至誠	S58	新設	高陽東
S50	本校化	倉橋	S58	新設	吳昭和
S52	新設	高陽	S58	本校化	高宮
S52	新設	熊野	S60	本校化	湯来南
S53	新設	広島井口	S61	新設	安芸南

※網掛けは令和5年度時点で募集停止している学校(合計11校)

※「新設」には、他に、広島市立高等学校3校(安佐北(S59)、沼田(S60)、美鈴が丘(S63))がある。

報道提供資料
令和5年11月10日
課名 文化財課
担当者 文化財保護係長
永井 敬久
内線 5021
直通電話 082-513-5021

広島県文化財保護審議会委員の任命について

1 概要

広島県文化財保護審議会の次期委員を次のとおり決定しました。

2 審議会の任務

教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して教育委員会に建議する。

3 委員名簿

裏面のとおり

4 委員の任期

令和6年1月1日～令和7年12月31日（2年間）

広島県文化財保護審議会委員名簿

専門分野	氏 名	所属・職名等
動物学	阿部 勝彦 (あべ かつひこ)	広島市安佐動物公園園長
地質学 (岩石学)	安東 淳一 (あんどう じゅんいち)	広島大学大学院教授
日本美術史	上蘭 四郎 (うえぞの しろう)	山陽学園大学非常勤講師
建築史・ 文化財保護	江面 嗣人 (えづら つぐと)	岡山理科大学教授
歴史学 (近代史)	勝部 真人 (かつべ まこと)	広島大学名誉教授
建築史	岸 泰子 (きし やすこ)	京都府立大学准教授
植物共生学	久我 ゆかり (くが ゆかり)	広島大学大学院教授
自然地理学	熊原 康博 (くまはら やすひろ)	広島大学大学院准教授
民俗芸能 (民俗音楽)	權藤 敦子 (ごんどう あつこ)	広島大学大学院教授
日本絵画史	城市 真理子 (じょういち まりこ)	広島市立大学准教授
考古学	鈴木 康之 (すずき やすゆき)	県立広島大学教授
民俗学	高木 泰伸 (たかき たいしん)	大阪大学大学院招へい研究員
宗教美術史	中田 利枝子 (なかだ りえこ)	・一般財団法人 倉敷山田コレクション きび美ミュージアム 学芸アドバイザー ・就実大学 非常勤講師
植物生態学	中坪 孝之 (なかつぼ たかゆき)	広島大学大学院教授
日本絵画史	福田 道宏 (ふくだ みちひろ)	広島女学院大学教授
考古学	藤野 次史 (ふじの つぎふみ)	広島大学名誉教授
歴史学 (中世史)	本多 博之 (ほんだ ひろゆき)	広島大学大学院教授
歴史学 (近世文化史)	柳川 真由美 (やながわ まゆみ)	福山大学准教授
鉱物学 (地質学)	横山 正 (よこやま ただし)	広島大学大学院准教授
歴史学 (古代史)	渡邊 誠 (わたなべ まこと)	広島大学大学院准教授

注 五十音順に掲載

記者発表資料

令和5年11月10日

広島県教育委員会

教職員の懲戒処分について

令和5年11月10日付けで、次のとおり、懲戒処分を行うことに決定しました。

被処分者	処分内容	処分理由
県西部 公立小学校 教諭 (臨時的任用職員) (65歳)	戒告	<p>令和5年4月から9月までの間、教室内において、児童の臀部付近をさわる、黒板の板書を消そうとしている女子児童の両膝の上あたりを抱きかかえて持ち上げる、腹痛を訴えた女子児童のスカートの下から手を入れて腹部をさするといった行為を行い、当該児童らに不快感を与えた。これらの行為は、セクシュアル・ハラスメントに該当する。</p> <p>また、学級通信用のクラス写真を撮影する際、2人の女子児童の胸や腰のあたりに手を触れて、自身の近くに引き寄せるような姿で撮影し、当該写真を学級通信に掲載したことで保護者に不信感を与えた。</p> <p>これらのこととは、教育公務員としてその職の信用を著しく損なうものであり、信用失墜行為を禁止した地方公務員法第33条の規定に違反する。</p>

※ 上記の小学校長については、所属職員に対する指導・監督が不十分であったため、厳重注意の措置を講ずるよう、令和5年11月10日付けで当該市町教育委員会へ通知しました。

【担当】

教職員課 小中学校人事係長 春田 修治

(電話) 082-513-4924

(内線) 4924

(e-mail) kyoushokuin@pref.hiroshima.lg.jp